

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のお知らせ

令和5年度の保険料が決定しました

国保 後期 介護

7月中旬に、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します。
送付先は、国民健康保険料は世帯主宛て、介護保険料・後期高齢者医療保険料は加入者本人宛てです。
また、第1期の納期限は7月31日(月)です。

「納付書在中」と印字した封筒が届いた人は、同封の納付書で、各期の納期限までに納付してください。
※今まで年金から差引きされていた人も、所得や世帯状況の変更等により、支払方法が納付書払いに変更となっている場合があります。封筒の中身をよくご確認ください。

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

国保 ■ 保険料賦課限度額が変わりました

国民健康保険料は、「医療分」、「後期支援分」、「介護分」の合算で算出されています。
それぞれの区分に限度額が設けられており、所得の多い世帯でもそれぞれの限度額までしか賦課されません。
令和5年度から、「後期支援分」の限度額が次のとおり変わりました。

医療分 …… 65万円 (変更なし)
後期支援分 …… **22万円** (前年度は20万円)
介護分 …… 17万円 (変更なし)

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

国保 後期 ■ 保険料の軽減判定所得金額が変わりました

国民健康保険料(均等割・平等割)・後期高齢者医療保険料(均等割)の軽減を判定する際の基準となる所得金額について、令和5年度から、表中の下線部分に変更となり、軽減の対象が拡大しました。

世帯主と世帯内の被保険者の前年中の所得金額の合計	軽減割合
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)」以下	7割軽減
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ 29万円 ×(世帯の被保険者数)」以下 【前年度は28万5千円】	5割軽減
「43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+ 53万5千円 ×(世帯の被保険者数)」以下 【前年度は52万円】	2割軽減

☎ 市民税課保険料係 (☎0848-38-9145)

国保 後期 介護 ■ 8月1日から保険証等が新しくなります

国保 75歳未満の人 ■ 被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(火)から使用する新しい保険証(橙色)を、7月末日までに郵送します。

8月以降は、新しい保険証を使用し、有効期限切れの保険証は、ご自分で廃棄してください。



▲国保はこの封筒でお送りします

国保

■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日(月)です。新しい認定証が必要な人は、**7月11日(火)以降**、申請してください。

☎ 保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等
※適用区分「オ」か「II」の認定後、12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、保険証のコピーを添付してください。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9142)

後期

75歳以上の人(65歳以上75歳未満の障害認定により加入している人を含む) ■ 被保険者証(保険証)の定期更新

8月1日(火)から使用する新しい保険証(紫色)を、7月末日までに広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。

8月以降は、新しい保険証を使用し、有効期限切れの保険証は、ご自分で廃棄してください。

後期はこの封筒でお送りします▶



後期

■「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までとなります。

今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者IとIIに限る)の人は、保険証に同封されます。

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9135)
広島県後期高齢者医療広域連合 (☎082-502-3010)

介護

■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(月)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

※初めての申請も随時受け付けています。

☎ 要介護・要支援認定を受けている次の要件にあてはまる人

利用者負担段階	主な対象者	預貯金等の金額(夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯(※)であること。 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円 (2,000万円)以下
第2段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	650万円 (1,650万円)以下
第3段階①	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	550万円 (1,550万円)以下
第3段階②	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	500万円 (1,500万円)以下

※非課税世帯とは、本人・世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市民税非課税の世帯。

☎ 本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直前から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

郵送申請も可能です。その際は申請書の記入誤り・添付書類に不備がないよう十分ご確認ください。投函をお願いします。

☎ 高齢者福祉課 (☎0848-38-9118)